

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について (あおざめ及びびばけあおざめ(インド洋協定海域) 転載措置関係)

令和7年10月
水産庁国際課

1 趣旨

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定(平成8年条約第3号)に基づき設置されたインド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)は、同協定第2条に規定する海域(以下「インド洋協定海域」という。)において漁獲されるまぐろ類等の資源管理に必要な措置を講じ、締約国は、それらの措置を実施することが求められている。

令和7年4月に開催されたIOTC年次会合において、インド洋協定海域において漁獲されたあおざめ及びびばけあおざめの転載を禁止する決議が新たに採択された。

かつお・まぐろ漁業者の漁獲物等の転載については、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第59条及び別表第8に規定しており、今般、同表の一部を改正することとする。

2 概要

許可省令別表第8において、インド洋協定海域において漁獲されたあおざめ及びびばけあおざめについて、同海域及び同海域に沿う港の港内において転載をしてはならない規定を新たに設けることとする。

3 スケジュール

令和7年12月上旬 公布
令和8年1月1日 省令の施行